

株 主 各 位

証券コード 9340
2024年9月11日
(電子提供措置開始日 2024年9月6日)

東京都中央区銀座二丁目11番8号
株式会社アソインターナショナル
代表取締役社長 阿 曾 敏 正

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aso-inter.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アソインターナショナル」又は「コード」に当社証券コード「9340」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年9月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

記

1. 日 時 2024年9月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町2-1-1（東京メトロ半蔵門線水天宮駅直結）
ロイヤルパークホテル東京日本橋 有明の間
（会場は前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」
をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第37期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）事業報告、連結計算書
類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
（1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の
表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
（2）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として
株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので
ご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会終了後、当社の今後の事業展開等をよりよくご理解いただくため、同会場にて株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申しあげます。

第37期 事業報告

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、パレスチナ・ガザ地区の軍事衝突がもたらした中東情勢の緊迫、米中経済摩擦等地政的、経済的リスクにより資源エネルギー価格やインフレ率が高止まりする等、楽観視できない状況が続いております。

一方、我が国の経済は、諸外国からの力強いインバウンド需要や海外投資資金の日本証券市場への流入により、活況を呈していますが、慢性的な円安や原材料価格高騰がもたらしたインフレ圧力等の影響で、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当連結会計年度におきましては、社会における審美的な意識の高まり、未病改善への取り組み拡大等を背景として矯正歯科業界の事業環境は順調に推移してまいりました。

当社グループにおきましては、顧客である歯科医療機関に対し高品質な矯正歯科技工物の提供や継続的営業活動等を通じて引き続き顧客満足度の向上に努めてまいりました。また、コロナ禍にブームとなった歯科矯正治療の認知度は定着し、主力商品であるアライナー（マウスピース型矯正装置）のほか、IDB（インダイレクト・ボンディング）やアプライアンス等の矯正装置の売り上げも順調に拡大しております。加えて、2023年6月に一部製品の値上げを実施したことも売上高を押し上げました。

そして、矯正歯科業界のDX化推進及び矯正歯科技工物製作効率向上のため、口腔内スキャナー（WE SCAN）の代理販売及び拡販ルートの開拓並びに3Dプリンター等の設備の追加導入を行っております。

続いて、当社グループの海外事業展開の一環として、本年4月付でアメリカのカリフォルニア州サンノゼ市に現地法人「ASO INTERNATIONAL USA, INC.」を設立し、本格的にアメリカ本土市場に参入する準備を整えました。

また、将来的な技工物受注数量の増加を見据えて、引き続き海外製作拠点の人員拡充等積極的な製造キャパシティの拡大を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は売上高3,544,750千円（前期比11.1%増）、営業利益545,318千円（前期比18.5%増）、経常利益555,355千円（前期比28.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益386,406千円（前期比14.3%増）となり、増収増益

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

となりました。

当社グループの事業は、単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略していません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資（有形固定資産及び無形固定資産）の総額は38,809千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの優先的に対処すべき事業上の課題は以下のとおりであります。なお、財務上の課題については、当社グループにおいて内部留保が十分確保されており、また借入等による機動的な資金調達も可能であることから、特段の課題事項はありません。

①優秀な人材の確保と育成

今後の事業拡大や継続的な成長を目指すにあたって、優秀な人材の確保や育成は必要不可欠であると考えております。特に歯科技工士の確保と育成は今後の当社グループの安定的な成長にとって欠かせないものとなっております。そのため、当社グループではデジタル化による作業工程の効率化と短期間での基礎技術習得を目的とした歯科技工士育成プログラムにより、生産性の向上と高いレベルでの業務標準化を推進しているほか、能力開発に向けた研修制度の充実にも努めております。今後はキャリア断絶を防止するための休暇制度や勤務時間の自由度を高めていき、ワークライフバランスを推進することで、歯科技工士の確保・育成に努めてまいります。

②内部統制の強化とコーポレート・ガバナンス

当社グループは、株主をはじめ顧客、従業員、地域社会といった様々な利害関係者への社会的責任を果たすため、意思決定プロセスにおける透明性の確保や迅速化など経営の効率性を高めると同時に、業務執行における内部統制機能の充実を図ることがコーポレート・ガバナンスの基本

となり、経営上重要な課題と考えております。そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

③グローバル展開および事業の多角化

当社グループはこれまで製作や材料調達では海外拠点を積極的に活用してまいりました。海外拠点であるASO INTERNATIONAL HAWAII, INC.及びASO INTERNATIONAL MANILA, INC.において、当連結会計年度末現在、正社員・パートなど合計300名を超える従業員が業務にあっております。一方、当社グループにおける海外売上高は当連結会計年度において4.6%となっており、海外売上高比率は徐々に増加傾向にあるものの、依然として全体売上高に占める割合が低い水準に留まっておりますが、当連結会計年度においてアメリカ本土に新たな子会社を設立し、今後のアメリカ本土市場への本格的進出により、グローバル事業展開を加速させて、海外売上高比率の上昇を目指してまいります。

ゆくゆくは、アメリカを始め世界各国から収集・蓄積した歯科矯正データを人工知能により分析し、患者ごとに症例に適した各種技工物の組み合わせプランを設計・提案し、ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.において製作するような体制を整備することを目指しております。

また、当社グループはこれまで主に多種多様な矯正歯科技工物製作として事業を営んでまいりましたが、今後国内歯科技工士人数の絶対数が減る中、矯正歯科技工物の製作だけでは国内におけるこれまで通りの売上増加率を維持するのが難しくなることを予想し、今後の会社の更なる発展のために、タイミングを見計らった事業展開の多角化を検討してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 (2021年6月期)	第 35 期 (2022年6月期)	第 36 期 (2023年6月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (2024年6月期)
売 上 高 (千円)	3,062,763	3,115,106	3,190,044	3,544,750
経 常 利 益 (千円)	628,103	518,387	433,892	555,355
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	411,155	351,840	338,159	386,406
1株当たり当期純利益 (円)	102.79	87.96	76.11	79.51
総 資 産 (千円)	2,042,322	2,193,097	2,826,293	3,184,903
純 資 産 (千円)	1,302,910	1,552,931	2,465,578	2,763,156
1株当たり純資産 (円)	325.73	388.23	507.78	565.72

(注) 2022年7月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ASOであり、同社は当社の株式2,800,000株（議決権比率57.34%）を保有しております。同社は当社代表取締役である阿曾敏正氏の資産管理会社であります。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
フォレストudent・ジャパン株式会社	10,000千円	100.0%	歯科矯正事業
ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.	20,000千フィリピンペソ	100.0%	歯科矯正事業
ASO INTERNATIONAL HAWAII, INC.	30千USドル	100.0%	歯科矯正事業
ASO INTERNATIONAL USA, INC.	50千USドル	100.0%	歯科矯正事業

- (注) 1. 当連結会計年度において当社の連結子会社であった株式会社ASO INTERNATIONAL HITATCHIは、清算が終了したため、連結子会社から除外しております。
2. 2024年4月30日付でASO INTERNATIONAL USA, INC.を設立いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2024年6月30日現在)

事業区分	事業内容
歯科矯正事業	歯科矯正装置の製造・販売

(8) 主要な事業所 (2024年6月30日現在)

① 当社

本社	東京都中央区銀座2丁目11番8号
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区錦2丁目19番21号
新潟オフィス	新潟県新潟市中央区笹口2丁目10番16号
大阪オフィス	大阪府大阪市淀川区西中島5丁目8番21号

② 子会社

フォレストudent・ジャパン株式会社	本社 (東京都港区)
ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.	本社 (フィリピンカヴィテ州)
ASO INTERNATIONAL HAWAII, INC.	本社 (米国ハワイ州)
ASO INTERNATIONAL USA, INC.	本社 (米国カリフォルニア州)

(9) 従業員の状況 (2024年6月30日現在)

① 連結会社の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
歯科矯正事業	276 (165) 名	9名増 (66名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 当社グループは、歯科矯正事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 臨時雇用者数が前連結会計年度末と比べて平均人員66名増加したのは、主に海外製作拠点ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.の人員拡充による製作能力強化のためであります。

② 提出会社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
66 (72) 名	6名増 (10名増)	36.3歳	5.2年

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年6月30日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2024年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,884,300株
- ③ 株主数 1,661名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 A S O	2,800,000株	57.34%
阿 曾 敏 正	399,700株	8.18%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	174,300株	3.56%
光 通 信 株 式 会 社	150,500株	3.08%
A S G J a p a n 株 式 会 社	143,900株	2.94%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	68,300株	1.39%
加 藤 英 次	60,500株	1.23%
田 中 博	35,500株	0.72%
岩 見 好 爲	28,900株	0.59%
丸 田 稔	22,100株	0.45%

(注) 当社は、自己株式を保有していません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年6月29日	2021年6月28日
新 株 予 約 権 の 数		600個	757個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 75,700株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 24,040円 (1株当たり 241円)	新株予約権1個当たり 38,230円 (1株当たり 383円)
権 利 行 使 期 間		2022年6月30日から 2030年6月29日まで	2023年6月29日から 2031年6月28日まで
行 使 の 条 件		同左	
役員の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 76個 目的となる株式数 7,600株 保有者数 2名	新株予約権の数 149個 目的となる株式数 14,900株 保有者数 2名

(注) 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年6月29日	2021年6月28日
新 株 予 約 権 の 数		600個	757個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 75,700株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 24,040円 (1株当たり 241円)	新株予約権1個当たり 38,230円 (1株当たり 383円)
権 利 行 使 期 間		2022年6月30日から 2030年6月29日まで	2023年6月29日から 2031年6月28日まで
行 使 の 条 件		同左	
使用人等の 保有状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 524個 目的となる株式数 52,400株 交付対象者数 7名	新株予約権の数 608個 目的となる株式数 60,800株 交付対象者数 7名

3. 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態 (2024年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	阿曾敏正	
取締役	内山淳	事業統括部部長
取締役	桑原勉	フォレストudent・ジャパン株式会社 代表取締役
取締役	高橋祐介	はれやか法律事務所 共同代表 弁護士
取締役	松尾一彦	
常勤監査役	永瀬巖	
監査役	静健太郎	静公認会計士事務所 代表 アルファ監査法人 社員 株式会社ACSL 社外取締役
監査役	奥村祥樹	弁護士

- (注) 1. 取締役の高橋祐介氏及び松尾一彦氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役の永瀬巖氏、静健太郎氏及び奥村祥樹氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役静健太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
詫麻礼久	2023年9月29日	辞任	取締役管理部部長

6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2024年6月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	平野拓幹	西日本エリア営業統括
執行役員	曾我雄作	東日本エリア営業統括
執行役員	加来裕一	ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は、企業の持続的な成長に向け、役員の価値を最大限発揮できる仕組みを構築することを基本方針としています。報酬体系は、固定報酬(月俸)で構成しております。

a.取締役

当社は、取締役の報酬に関する決定プロセスの透明性・客観性を高めるため、指名報酬委員会（独立社外役員が委員の過半数を占めるもの。）を設置しております。取締役の個人別の報酬の額については、定款に基づき株主総会において決議された報酬総額の限度額の範囲内で、取締役会から指名報酬委員会に対する諮問を受けて同委員会にて協議のうえ取締役会に対してなされた報酬方針、報酬制度、各取締役の個人業績評価等（社外取締役を除く。）に関する答申の内容を踏まえ、取締役会にて決議しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2020年9月30日開催の定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は3名であります。

(指名報酬委員会の役割及び活動内容)

当社の指名報酬委員会は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実に資することを目的として設置された、取締役会の任

意の諮問機関であり、取締役報酬の基本方針及び報酬水準の考え方、決定手続き、並びに役員報酬の構成について審議し、取締役会に対し答申を行っております。また、直接取締役会へ提案することも可能となっております。

(指名報酬委員会の構成員)

本書提出日現在の構成員は次のとおりです。

委員長	役職	氏名
	代表取締役社長	阿曾 敏正
◎	社外取締役	高橋 祐介
	社外取締役	松尾 一彦

b.監査役

当社の各監査役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役の協議により決定しております。

監査役の報酬限度額は、2020年9月30日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

②. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	59,934 (6,600)	59,934 (6,600)	-	-	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	-	-	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	71,934 (18,600)	71,934 (18,600)	-	-	9 (5)

(注) 上記報酬等の総額には、2023年9月29日付で辞任した取締役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

①. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高橋祐介氏は、はれやか法律事務所の共同代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役静健太郎氏は、静公認会計士事務所の代表、アルファ監査法人の社員及び株式会社ACSLの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

②. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	高橋 祐介	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての経験・識見に基づき、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で質問、助言を行っており期待される役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役	松尾 一彦	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。主に前職において経営者の経験があり、企業経営及び歯科業界の知見が豊富であるため助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
常勤監査役	永瀬 巖	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と知見を有しているほか、監査役としての経験から、常勤監査役としての視点から、適宜取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための質問、助言を行っております。また、監査役会において、監査の方法及び結果についての意見交換、協議等を行っております。
監査役	静 健太郎	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査の方法及び結果についての意見交換、協議等を行っております。
監査役	奥村 祥樹	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査の方法及び結果についての意見交換、協議等を行っております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,150千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,948千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の子会社のうち、海外子会社であるASO INTERNATIONAL MANILA, INC.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分の対象者

太陽有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
 - ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に関わる審査）に関与することの禁止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）
- ③ 処分理由
- ・ 太陽有限責任監査法人は、他社の財務書類の監査において、同監査法人の2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
 - ・ 当該監査業務に関わる審査を実施した社員は、上記処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有すると認められた。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - (イ) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - (ウ) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
 - (エ) 取締役は、監査役が定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
 - (オ) 代表取締役は、コンプライアンス委員長として、コンプライアンスを経営の基本方針の一つとして、コンプライアンス体制の整備及び維持・向上に努める。
 - (カ) コンプライアンス意識の徹底・向上を図るため、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書保管管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) 代表取締役を総括責任者として、また内部監査室長及び管理部部長は代表取締役を補佐し、当社グループ全体のリスク管理を総括する。リスクマネジメント委員会は、当社グループのリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - (イ) リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する

ことを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

(イ) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

(ウ) 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、管理部部長が統括し、毎月、経営内容のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
- (イ) 連結ベースにて中期経営計画を策定し、当該計画達成のため子会社の経営指導にあたる。
- (ウ) 子会社の業務活動全般について、内部監査室の監査対象とする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (ア) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
- (イ) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- (ウ) 監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際、監査役の指揮命令に従うものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (ア) 監査役は、取締役会以外の会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
- (イ) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他重要な重要事項を監査役に報告する。
- (ウ) 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。

- ⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当該報告を通報した者に対し、通報したことを理由として通報者にいかなる不利益な取扱いを行ってはならない旨を社内規程にて定めその旨を周知し、適切に運用している。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(ア) 監査役は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
(イ) 監査役は、会計監査人及び内部監査室とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社グループでは「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。

取締役会を12回開催しており、経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。また、取締役は当社グループ各社の職務の執行状況、コンプライアンス及びリスクに関する重要事項について定期的に報告を受けており、適宜助言や提言を行っております。

監査役会を12回開催しております。常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行い、また取締役会及びその他重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを確認して、監査役会において情報を共有しております。

内部監査については内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内

部監査を実施いたしました。

当社は、内部統制システムが適切に整備され運用されていることを確認しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主への利益還元につきましては、事業環境や財政状況、経営成績を考慮のうえ、内部留保と配当のバランスを考えた利益配分を行うことを基本的な方針としております。剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は、会社法第454条第5項により中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,580,911	流動負債	404,684
現金及び預金	1,899,993	買掛金	139,843
売掛金	492,386	契約負債	19,489
商品及び製品	46,749	未払金	54,291
仕掛品	2,756	未払法人税等	89,994
原材料	87,672	その他	101,065
その他	59,744	固定負債	17,062
貸倒引当金	△8,391	資産除去債務	17,062
固定資産	603,992	負債合計	421,747
有形固定資産	104,641	(純資産の部)	
建物	30,486	株主資本	2,773,193
機械装置及び運搬具	56,645	資本金	354,927
その他	17,508	資本剰余金	344,927
無形固定資産	43,130	利益剰余金	2,073,338
ソフトウェア	43,130	その他の包括利益累計額	△10,037
投資その他の資産	456,221	その他有価証券評価差額金	5,147
投資有価証券	144,039	為替換算調整勘定	△15,185
保険積立金	219,369	純資産合計	2,763,156
繰延税金資産	26,030		
その他	70,285		
貸倒引当金	△3,504		
資産合計	3,184,903	負債純資産合計	3,184,903

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,544,750
売上総利益	1,957,269
営業費用	1,587,481
営業利益	1,042,162
受取地代家賃料立入他	545,318
受取債替の	486
受取地代家賃料立入他	4,620
受取債替の	1,893
受取債替の	1,181
受取債替の	6,631
受取債替の	5,563
受取債替の	301
営業外費用	20,679
支払手の	26
支払手の	955
支払手の	9,660
経常利益	10,643
特別利益	555,355
受取賠償金	520
税金等調整前当期純利益	520
法人税、住民税及び事業税	555,875
法人税等調整額	173,711
当期純利益	△4,242
親会社株主に帰属する当期純利益	169,468
	386,406
	386,406

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	350,844	340,844	1,788,898	2,480,588
当連結会計年度変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	4,083	4,083		8,166
剰余金の配当			△101,967	△101,967
親会社株主に帰属する当期純利益			386,406	386,406
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)				
当連結会計年度変動額合計	4,083	4,083	284,439	292,605
当連結会計年度末残高	354,927	344,927	2,073,338	2,773,193

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	3,773	△18,783	△15,009	2,465,578
当連結会計年度変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				8,166
剰余金の配当				△101,967
親会社株主に帰属する当期純利益				386,406
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	1,374	3,598	4,972	4,972
当連結会計年度変動額合計	1,374	3,598	4,972	297,577
当連結会計年度末残高	5,147	△15,185	△10,037	2,763,156

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

・連結子会社の数 4社

・連結子会社の名称

フォレストudent・ジャパン (株)

ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.

ASO INTERNATIONAL HAWAII, INC.

ASO INTERNATIONAL USA, INC.

・連結の範囲の変更

当連結会計年度に、ASO INTERNATIONAL HITACHIは清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度からASO INTERNATIONAL USA, INC.を連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちフォレストudent・ジャパン (株) の決算日は、3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、3月31日から連結決算日6月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法) を採用しております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しています。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～39年
機械装置及び運搬具	2～10年

□ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、歯科矯正事業の単一セグメントであり、主として矯正歯科技工物の製造販売と、外部から仕入れた商品の販売を行っております。これら製品及び商品の販売において、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しておりますが、国内販売においては、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「雑収入」（前連結会計年度394千円）については、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度においては、独立掲記

しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 273,525千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	4,855,600株	28,700株	－株	4,884,300株

(注) (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの行使による増加 28,700株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年9月28日 定時株主総会	普通株式	101,967	21	2023年6月30日	2023年9月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年9月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年9月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	170,950	35	2024年6月30日	2024年9月30日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 135,700株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、満期保有目的の社債及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金、未払法人税等は1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。このほか、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
株式	10,620	10,620	-
社債	100,000	99,560	△440
その他	33,419	33,419	-
資産計	144,039	143,599	△440

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,899,993	-	-	-
売掛金	492,386	-	-	-
満期保有目的の債券 (社債)	-	-	100,000	-
合計	2,392,379	-	100,000	-

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	—	10,620	—	10,620
その他	—	33,419	—	33,419
資産計	—	44,039	—	44,039

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

当連結会計年度（2024年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債		99,560		99,560
資産計	—	99,560	—	99,560

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券の「株式」、「社債」及び「その他」は取引金融機関より提示されたものによって評価しております。これらは市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場

価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、歯科矯正事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	売上区分				合計
	矯正歯科技工物		商品	その他	
	アナログ	デジタル			
一時点で移転される財又はサービス	1,913,425	1,067,114	530,022	9,474	3,520,037
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	13,168	—	11,544	24,713
顧客との契約から生じる収益合計	1,913,425	1,080,282	530,022	21,019	3,544,750

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権（売掛金）	410,390	492,386
契約資産	—	—
契約負債	7,781	19,489

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 565円72銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 79円51銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,160,051	流動負債	403,644
現金及び預金	1,596,232	買掛金	160,307
売掛金	448,386	契約負債	19,489
商品及び製品	8,532	未払金	52,936
仕掛品	2,756	未払費用	42,841
原材料	87,136	未払法人税等	88,227
前払費用	16,280	前受金	9,416
その他	9,117	預り金	6,055
貸倒引当金	△8,391	その他	24,369
固定資産	646,049	固定負債	17,062
有形固定資産	49,118	資産除去債務	17,062
建物	18,087	負債合計	420,707
車両運搬具	17,731	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	8,030	株主資本	2,380,246
土地	1,426	資本金	354,927
その他	3,841	資本剰余金	344,927
無形固定資産	37,387	資本準備金	344,927
ソフトウェア	37,387	利益剰余金	1,680,390
投資その他の資産	559,543	利益準備金	2,500
投資有価証券	144,039	その他利益剰余金	1,677,890
関係会社株式	126,205	別途積立金	30,000
長期貸付金	282,017	繰越利益剰余金	1,647,890
長期前払費用	2,405	評価・換算差額等	5,147
保険積立金	213,725	その他有価証券評価差額金	5,147
繰延税金資産	21,587	純資産合計	2,385,393
その他	51,347	負債純資産合計	2,806,101
貸倒引当金	△281,784		
資産合計	2,806,101		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,108,612
売上原価	1,792,540
売上総利益	1,316,072
販売費及び一般管理費	823,778
営業利益	492,293
受取利息	390
受取手数料	14,493
受償却債権の取立	4,620
その他	1,141
営業外費用	2,813
支払利息	15
為替差損	3,506
貸倒引当金繰入	9,560
支払手数料	854
その他	100
経常利益	14,037
特別利益	501,716
受取賠償金	520
子会社清算益	60,014
税引前当期純利益	60,534
法人税、住民税及び事業税	166,656
法人税等調整額	△4,644
当期純利益	562,251
	400,239

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計	
		資本準備金	資本剰余金合計		別 積	途 金	繰越利益剰 余		
当 期 首 残 高	350,844	340,844	340,844	2,500	30,000	1,349,618	1,382,118	2,073,807	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	4,083	4,083	4,083					8,166	
剰 余 金 の 配 当						△101,967	△101,967	△101,967	
当 期 純 利 益						400,239	400,239	400,239	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	4,083	4,083	4,083	-	-	298,271	298,271	306,438	
当 期 末 残 高	354,927	344,927	344,927	2,500	30,000	1,647,890	1,680,390	2,380,246	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,773	3,773	2,077,581
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			8,166
剰 余 金 の 配 当			△101,967
当 期 純 利 益			400,239
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,374	1,374	1,374
当 期 変 動 額 合 計	1,374	1,374	307,812
当 期 末 残 高	5,147	5,147	2,385,393

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

ハ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～39年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

製品及び商品の販売において、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しておりますが、国内販売においては、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	65,937千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
長期金銭債権	278,280千円
短期金銭債務	58,220千円

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	21,379千円
売上原価	451,865千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	12,600千円

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	88,839千円
減価償却費	436千円
関係会社株式評価損	16,779千円
未払事業税	6,037千円
資産除去債務	5,224千円
その他	9,245千円
繰延税金資産小計	126,562千円
評価性引当額	△101,988千円
繰延税金資産合計	24,573千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	714千円
その他有価証券評価差額金	2,271千円
繰延税金負債合計	2,986千円
繰延税金資産の純額	21,587千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合		関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				役員の 兼任等	関連当事者との 関係				
子会社	ASO INTERNATIONAL MANILA, INC.	所有 直接	100.0%	役員 兼任 1名	当社グループ製品の外注加工資金の貸付	製品の販売外注加工(注1)	368,525	買掛金	35,410
子会社	フォレストアデン ト・ジャパン株式会社	所有 直接	100.0%	役員 兼任 1名	当社グループの材料の仕入れと販売	経営指導料等(注2)	12,600	売掛金	-
子会社	(株) ASO INTERNATIONAL HITACHI	所有 直接	100.0%	役員 兼任 1名	当社グループ製品の外注加工	清算に伴う残余財産の分配(注3)	60,014	未収入金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引価格等の条件は、他の取引先と同一であります。
 2. 経営指導料等は、双方協議のうえ合理的に決定しております。
 3. (株) ASO INTERNATIONAL HITACHIは、当連結会計年度において清算終了のため、同社から清算配当等を収受しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 488円37銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 82円36銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月26日

株式会社アソインターナショナル
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 宏 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大塚 弘毅 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アソインターナショナルの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アソインターナショナル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2024年8月26日
株式会社アソインターナショナル 取締役会 御中	太陽有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石田 宏 ㊞ 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大塚 弘 毅 ㊞	
監査意見 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アソインターナショナルの2023年7月1日から2024年6月30日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月27日

株式会社アソインターナショナル 監査役会
 常勤社外監査役 永瀬 巖 ㊟
 社外監査役 静 健太郎 ㊟
 社外監査役 奥村 祥樹 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の見通しを勘案するとともに、企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保にも配慮し行うこととしております。第37期の期末配当につきましては、以下のとおりの普通配当を1株につき35円とさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円
配当総額 170,950,500円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、歯科業界のデジタル化の普及および人工知能の発展によりもたらされる業界変革の加速を想定し、当社の企業理念である「Professionalな最新技術を世界から日本へ、日本から世界へ」の下に、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を修正・追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~2. (条文省略) 3. 歯科機材、歯科医療設備のリース (新 設) (新 設) 4. (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1.~2. (現行どおり) 3. 歯科機材、歯科医療設備のリース及び販売 <u>4. ソフトウェアの貸与及び販売</u> <u>5. 歯科関連人工知能の開発及び販売</u> <u>6.</u> (現行どおり)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会の審議を経て決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	<p>再任</p> <p>あそとしまさ 阿 曾 敏 正 (1960年7月25日) (男性)</p>	<p>1980年4月 日本歯科大学附属歯科技工士学校 (現日本歯科大学附属東京短期 大学) 助手</p> <p>1982年4月 歯科技工所ASO DENTALを開業 代表</p> <p>1988年5月 株式会社アソ. デンタル (現当 社) 設立 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2000年7月 株式会社ASOホールディングス設 立 代表取締役</p> <p>2004年6月 ASO INTERNATIONAL HAWAII, INC. Director, President (現任)</p> <p>2009年2月 株式会社ASO INTERNATIONAL HITACHI 代表取締役</p> <p>2015年5月 ASO INTERNATIONAL MANILA, INC. Chairman (現 任)</p> <p>2024年4月 ASO INTERNATIONAL USA, INC. Chief Financial Officer (現 任)</p>	3,199,700株
<p>【取締役候補者とした理由】 阿曾敏正氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社グループの創業者であり、当社の大株主です。当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定をはじめ、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしています。また、代表取締役社長としての豊富な経営経験と当社事業に対する高い見識は、当社グループの企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	再任 内 山 淳 (1980年4月14日) (男性)	2000年4月 当社入社 2018年7月 当社事業統括部部长 (現任) 2019年7月 当社取締役 (現任) 2019年7月 株式会社ASO INTERNATIONAL HITACHI取締役	11,700株
	【取締役候補者とした理由】 内山淳氏を取締役候補者とした理由は、長年当社取締役兼事業統括部の部長として新規取引先開拓、営業全般に関する戦略や方針の策定等により当社業績向上に多大な貢献をしています。また、歯科技工士資格を有する同氏は、歯科技工分野に高い見識を有していることから、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者となりました。		
3	再任 桑 原 勉 (1956年11月9日) (男性)	1976年4月 スリーエムユニテック株式会社 (現スリーエムジャパン株式会 社) 入社 2008年1月 フォレストudent・ジャパン株式 会社 代表取締役 (現任) 2019年7月 当社入社 2020年10月 当社取締役 (現任)	—
	【取締役候補者とした理由】 桑原勉氏を取締役候補者とした理由は、長年当社グループ連結事業会社の代表取締役としてグループ全体の連結業績を支えています。また、同氏の代表取締役としての豊富な経験と知見を活かし、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者となりました。		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
4	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">社外</p> <p style="text-align: center;">独立</p> <p style="text-align: center;">葛 西 一 貴 (1955年10月4日) (男性)</p>	<p>1984年4月 日本大学助手 (松戸歯学部 歯科矯正学)</p> <p>1988年10月 日本大学講師</p> <p>1991年9月 オーストラリア アデレード大学 歯学部遺伝人類学講座 海外派遣研究員</p> <p>1998年2月 日本大学教授</p> <p>2001年4月 日本大学松戸歯学部卒業後教育担当</p> <p>2003年4月 日本大学松戸歯学部附属歯科病院 副病院長</p> <p>2009年4月 日本大学松戸歯学部学務担当</p> <p>2017年4月 日本大学松戸歯学部学部次長</p> <p>2017年9月 日本大学評議員</p> <p>2021年4月 日本大学特任教授 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況</p> <p>2019年 (公社) 医療系大学間共用試験実施評価機構歯学系OSCE実施管理委員会 委員長 同 歯学系診療参加臨床実習後客観的臨床能力試験実施管理委員会 委員</p> <p>2019年 文部科学省「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」 委員</p> <p>2020年 (公社) 医療系大学間共用試験実施評価機構将来計画企画調整委員会 委員</p> <p>2023年 厚生労働省医道審議会歯学生共用試験部会 参考人</p> <p>2024年 (公社) 医療系大学間共用試験実施評価機構 事業部長 (歯学系)</p>	-
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>葛西一貴氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年大学歯科学部にて教授を務めており、また複数の歯科教育委員会の委員及び社団法人の事業部長等を歴任していることから、歯科診療及び歯科学究領域について豊富な知見を有し、当該知見及び経験を活かして、当社グループの今後の事業戦略策定やイノベーション活性化に関して、専門的な観点から助言等をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として選出する予定です。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	新任 社外 独立 田 内 優 悟 (1992年8月1日) (男性)	2016年2月 EY新日本有限責任監査法人 入所 2019年9月 公認会計士登録 2024年8月 アクロポリス・アドバイザーズ株式会社 入社	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 田内優悟氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士及びアドバイザリーアナリストとして財務及び会計について相当な知見を有しており、当該知見及び経験を活かして特に当社グループの財務会計に関して専門的な観点から助言等をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として選出する予定です。			

- (注) 1. 葛西一貴氏及び田内優悟氏は、新任の社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者阿曾敏正氏の所有する株式数には、同氏が代表を務める資産管理会社である株式会社ASOが保有する株式数を含んでおります。
4. 取締役候補者阿曾敏正氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
5. 葛西一貴氏及び田内優悟氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 葛西一貴氏及び田内優悟氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋蛸殻町2-1-1
ロイヤルパークホテル東京日本橋(有明の間)
電話03-3667-1111



交通 東京メトロ半蔵門線「水天宮前」駅に直結（4番出口）
東京メトロ日比谷線「人形町」駅より徒歩約5分（A2出口）
都営浅草線「人形町」駅より徒歩約8分（A3出口）
（注）駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。